

提供日 2026/06/8
タイトル 引取業の登録取消し
担当 暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
連絡先 資源循環班
TEL 054-221-2426



幸福度日本一の静岡県

自動車リサイクル法の関連事業者に対し、引取業の登録取消し処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 静岡県三島市八反畑 107 番地の 1
名称 株式会社プラウド

2 処分内容

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 49 条の規定に基づき、引取業の登録を取り消す。

3 処分年月日

令和 8 年 6 月 3 日

4 処分理由

株式会社プラウドは、令和 8 年 5 月 11 日に静岡地方裁判所沼津支部において破産手続開始の決定を受けた。

これにより、同社は、法第 51 条第 1 項第 3 号に規定する欠格要件に該当するに至ったため。

参加者募集告知 ・ 催事等の当日取材 ・ 実施事業等の紹介 ・ [調査結果等の公表](#)